

## 視 察 報 告 概 要

1 視 察 日 時           平成30年1月17日（水）  
                          午後1時30分 から 午後2時45分 まで

2 視察先及び視察事項

- ・ 視 察 先           神奈川県川崎市
- ・ 視察事項           川崎市いじめ防止基本方針について

3 視察の目的

所沢市では、全国で発生したいじめ重大事件を教訓に、いじめ撲滅に向けた新たな考え方で総合的かつ効果的にいじめ対策を推進する必要があると考え、平成26年2月28日に所沢市いじめ防止基本方針を策定し、平成29年度にその見直しを行った。

川崎市においては、平成22年に発生した市立中学生が自ら命を絶つ痛ましいできごとを発端に、調査委員会による真相解明に取り組み、その後は児童生徒指導点検強化月間を導入するなど、いじめ防止対策に取り組んでこられた。現在は、平成25年のいじめ防止対策推進法に基づいて再構築された川崎市いじめ防止基本方針に沿って、具体的ないじめ対策を講じられていることから、その取り組みについて今後の審査等の参考とするため、視察を行った。

4 視察の概要

川崎市議会局担当職員の司会進行により、島田委員長の挨拶の後、川崎市教育委員会事務局担当職員から視察事項の説明が行われた。その後、質疑応答、石原副委員長の御礼の挨拶を行い、川崎市役所での視察を終了した。

(1) 取組みについて

平成13年4月に川崎市子どもの権利に関する条例において、いじめ防止等に関し、「いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、児童生徒の心身の健

全な発達及び人格の形成に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、川崎市の全ての教育活動の根底に位置づけられている人権尊重教育の根幹を揺るがす問題である」と謳い、対応を進めてきた。

平成20年度から、7つの行政区に教育委員会の事務局として区教育担当を配置し、学校現場に近いところで学校運営支援をしてきた。

また、平成22年度から川崎市立学校全校において、「かわさき共生＊共育プログラム」を開始した。その効果測定としてのアンケートを実施し、学級集団や子どもたち一人ひとりの実態に応じたエクササイズを年間6時間程度行うこととなっている。その効果については、協力校を通じて、年間約1万人のデータを集計し、国の状況と比較している。学級における満足度は、年々増加している。

平成22年6月に市立中学校生徒の自死事案が発生、本事案を調査報告書にまとめると共に、二度といじめにより児童生徒の命が失われないよう、平成23年度から毎年6月から7月までの任意の一カ月を児童生徒指導点検強化月間と位置づけ、各学校で、教育相談の充実や、アンケートの実施、校内研修や指導体制の確立、児童会や生徒会等による啓発活動等を実施している。

また、平成25年度からは、小学校において児童支援コーディネーターの専任化事業を進め、担任をもたずに児童の支援や指導、保護者の相談等を中心的に行うための教員配置を行い、平成29年度には全校配置した。

## (2)川崎市いじめ防止基本方針の策定

国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、平成26年3月に教育委員会会議に「川崎市いじめ防止基本方針（案）」を提出すると共に、意見提案手続を行った。

その後、平成26年5月に川崎市いじめ防止基本方針を策定し、同年6月に市議会へ報告。また、同年10月には、川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例を制定、第9条にいじめ問題専門・調査委員会の設置を明記した。

### ①策定の目的

いじめ防止対策推進法の趣旨を鑑み、いじめは、どこの学校でもどこの集団にもどの児童生徒にも起こりうる問題であるという認識をもち、未然防止に努めると共に、常にいじめの状態があるという意識のもと、その状態を放置せずに、早期発見・早期対応、組織的な対応をすることを念頭に置いた。

## ②いじめに対する防止対策・重大事態の体制

まず、各学校では、学校いじめ防止基本方針に則り、校内いじめ防止対策会議を設置、いじめの未然防止や、対応方針、年間計画等を作成している。

特徴としては、行政区7区の区役所に教育委員会の事務局を配置しており、現場に一番近いところで学校運営支援を行っていることである。

## ③いじめが発生した場合

学校が直ちに校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、いじめの情報の迅速な共有をし、事実関係の聴取や指導・支援体制の決定や保護者との連携を図る。場合によっては、区教育担当に報告、相談をして区教育担当の指示や支援により調査をすることがある。重大事態につながる可能性があると判断した場合は、警察や児童相談所とも連携をする。

## ④重大事態発生時の対応

重大事態が発生したと校長が判断した場合には、教育委員会に報告書を提出し、教育委員会は、第三者機関である「川崎市いじめ問題専門・調査委員会」を招集、調査・審議を諮問する。その後は、調査結果の報告書の答申を受け、それをもって市長に報告する。また、市長が調査不十分であると判断したときには、「川崎市いじめ総合調査委員会」を招集し、再調査が行われる。その再調査の結果については、議会に報告している。

## (3)川崎市のいじめの状況

平成28年度のいじめの状況については、国や県同様、いじめの認知件数が過去5年間で一番多い数値となっている。しかも、前年度より約600件増ということで、特に小学校での認知件数が増加している。その要因は様々だと考えているが、文部科学省も積極的にいじめを認知することを肯定的にとらえているので、本市においても、いじめ防止対策推進法の定義等についての理解が広がっていることであると考えている。

しかしながら、平成28年度はいじめ重大事態が2件あった。

この重大事態については、いじめ問題専門・調査委員会から当該校において取り組むべきこと、そして全ての市立学校において取り組むべきことについて提言を受け、校長を始め各教職員に研修を行い、周知・徹底を図っている。

この2事案のいじめは解消されており、登校することができている。その後も、

区教育担当を通じて当該校にいじめを受けた児童の見守りと、いじめをしてしまった児童の支援についてきめ細かく対応することを続けている。

#### (4) 児童生徒指導点検強化月間における取組

小学校、中学校における主な取組については、報告書を教育委員会へ提出すると共に、9月に行われる児童生徒指導連絡会議において各学校の児童生徒指導担当者が情報を共有し、各学校での良い取組について参考にしている。

#### (5) 今後の課題

重大事態におけるいじめ問題専門・調査委員会から提言を受け、これを全ての教職員に周知、徹底するというのが今後の課題である。

さらに、教職員の意識をさらに高めるために、今回の提言を元に、リーフレットを作成、平成30年2月に全ての教職員に配付し、職員研修等で活用することとしている。

### 5 質疑応答

質疑 児童支援コーディネーターの役割はどういうものか。

応答 組織的対応をとることが大事であり、コーディネーターが入ることで担任だけに任せず、学年、校長・教頭も一体になって、保護者対応、クラス運営に対応できるようにしています。

質疑 いじめ問題専門・調査委員の構成を伺いたい。

応答 弁護士、学識経験者、医師で構成しています。

質疑 いじめ問題専門・調査委員会の調査方法を伺いたい。

応答 専門調査委員が直接聞き取ることであり、区教育担当が間に入り、調査委員会の指示のもとで学校の担当者が調査をしています。

質疑 児童支援コーディネーターの設置が川崎市の特徴か。他にも力を入れていることはあるか。

応答 いじめの対応は本当に様々です。児童支援コーディネーターが力を発揮できる場面もあれば、太刀打ちできないケースもあります。そういう意味では川崎市の特徴という面もあるかもしれませんが、これまでの川崎市の人権に対する取り組みなどが少しずつ教員に定着しつつあるのかと思います。また、かわさき共生\*共育プログラムについて全学校で効果測定を行っています。

- 子供たちの現状を知るうえで、非常に効果的なものだと感じています。
- 質疑 金品を隠されたり盗まれたりする、又はネット上での誹謗中傷について、どのように対応しているのか。
- 応答 情報を得たときに区教育担当を通じ、学校に支援・指導をします。学校では、当事者から十分な聞き取りを行い、事実関係が確認できたら保護者に連絡をして、当事者同士、保護者同士の円満解決を図ります。また、来月の全教職員への配付に向け、リーフレットを作成しています。経験年数の浅い教員が多く、初期対応の仕方についても研修等を行っていますが、その辺りもさらに踏み込んだ内容となる予定です。
- 質疑 校内いじめ対策ケース会議は、いじめが発生してからどのぐらいの期間で設置するのか。
- 応答 早期に情報共有することが大切なため、事案発見次第、可能な限り早くケース会議を設置します。全ての学校に、校内いじめ防止対策会議を常設していますので、日ごろからケース会議を立ち上げられる状態にしています。
- 質疑 ケース会議を設置して、どのぐらいの期間で解決しているのか。
- 応答 改善率、解消率という調査はしていますが、期間としての統計はとっておりません。しかし、区教育担当も加わって対応に当たりますので、早期解決という成果はあると考えています。
- 質疑 教職員向けリーフレットの作成に当たり、何を参考にしたのか。
- 応答 国立教育政策研究所の「生徒指導リーフ」を参考にし、国と齟齬が生じないような対応をとれるようにしています。
- 質疑 生きる力を育てるために、どのような取組があるか。
- 応答 道徳の授業で育んでいきますし、家庭のなかでの教育力も大事だと思っています。川崎市としては、人権尊重教育を市全体として力を入れております。
- 質疑 重大事態調査報告b事案の概要と、調査体制のフローチャートとは違うようだが、なぜか。
- 応答 重大事案となるまでは学校で区教育担当が関わりながら支援をしていましたが、児童が登校できない状態であり、保護者からも再度掘り下げて調査してほしいという御意見があることから、重大事態とすることになりました。
- 質疑 学校として問題を把握するに当たり、早期発見のための取組はどのようなものがあるか。
- 応答 長期欠席の調査を行い、不登校の状況についても学校から情報を得て、支援が必要な場合には児童相談所や警察など関係機関とのケース会議を開き対応

を検討することとなっております。

質疑 中学校卒業後の対応はあるのか。

応答 市立高校、県立高校で調査は行っていますが、卒業した中学校側が手立てをとることはありません。

質疑 非行といじめが関連しているような場合、どのような対応をとっているか。

応答 少年相談保護センターによる巡回、学校警察連絡制度の運用など、警察にも相談をして未然防止に取り組んでいます。

質疑 いじめ総合調査委員会で再調査をしたケースは何件か。

応答 現在のところ、ありません。

質疑 SNSによる相談は実施しているか。

応答 先行自治体もあるようですが、課題が多く、実施していません。

## 6 所感

川崎市では、実際に、中学生が自殺をするという痛ましい事件があり、いじめの早期発見、早期対応策を取っている。特に、児童支援コーディネーターという専任のスタッフを全校に配置し問題解決にあたるなど、その対応策は参考になった。

所沢市でも昨年、中学生の踏切事故があり、現在いじめ問題対策委員会が立ち上がり、調査を実施している。いじめは絶対にあってはならないことであり、学校はもとより、当委員会としても川崎市の取り組みを参考に、取り組んでいきたい。